

(参考)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定
第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の
実施取極

(訳文)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極

前文

日本国政府及びフィリピン共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第十二条の
規定に従つて、

次のとおり協定した。

第一章 税関手続

第一条 税関に係る事項における相互支援

- 1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。
- 2 両締約国政府は、必要かつ適當な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開

発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第二条 情報通信技術

1 両締約国政府の税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う。

2 両締約国政府の税関当局は、税関手続の改善のため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第三条 危険度に応じた管理手法

1 日本国及びフィリピン共和国（以下「両締約国」という。）の間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。

2 両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国及び第三国その他の関税領域における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3 両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関

して情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第四条 不正取引の取締り

1 両締約国政府の税関当局は、税関官署での通關における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2 両締約国政府は、税関官署での通關における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、世界税関機構の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第五条 知的財産権

両締約国政府の税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

第六条 情報の交換

1 各締約国政府は、他方の締約国政府が基本協定第五十五条及びこの章の規定に従つて提供したあらゆる秘密の情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2 各締約国政府は、秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3 情報を提供する締約国政府は、同様の要請が情報をお請された締約国政府により行われたならば応ずることができる場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請の実施については、当該情報を要請された締約国政府の裁量にゆだねられる。

4 基本協定第五十五条及びこの章の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報については、他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用する。

5 基本協定第五十五条及びこの章の規定に基づいて提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

6 基本協定第五十五条及びこの章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供された情報をお、刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法律に従つて定められたその他の経

路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

7 基本協定第五十五条及びこの章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によつて禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合は、当該提供を行うことを要しない。

第七条 税関手続に関する小委員会

1 基本協定第五十六条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の者で構成する。

- (a) 共同議長として、日本国財務省及びフィリピン共和国関税局の職員
- (b) 日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員
- (c) フィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）については、関税局の職員及び特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第二章 自然人の移動

第八条 目的

この章の規定は、看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するフィリピンの自然人に係る日本国の特定の約束であつて、基本協定附属書八第一部第六節に規定するものを適切かつ円滑な方法で実施することを目的とする。

第九条 指名及び通報

1 基本協定附属書八第一部第六節1及び2の規定の適用上、フィリピン政府は、同節1及び2に定める条件を満たすフィリピンの自然人であつて、フィリピンの権限のある当局によつて実施された募集過程を経たもののみを指名し、及び日本国政府に対し口上書によつて通報する。フィリピン政府は、同節1(a)、(b)及び2に規定する公私の機関並びに同節1(c)に規定する公私の養成のための施設の名称及び住所並びに日本政府が必要とする他の情報を付じて、前段の通報を行う。

2 この条の規定の適用上、「フイリピンの権限のある当局」とは、基本協定附属書八第一部第六節1(a)及び(b)についてはフイリピン海外雇用庁をいい、同節1(c)については高等教育委員会をいう。

第十条 研修

日本国政府は、基本協定附属書八第一部第六節1(a)(i)、(b)(i)及び(c)(i)に規定する研修について、様式その他関連する情報及びこの研修が日本国で行われるか又はフイリピンで行われるかをフイリピン政府に通報する。

第十一条 フイリピン人の看護師及び介護福祉士のフイリピンへの帰国

フイリピン政府は、フイリピンの旅券法令に従い、基本協定附属書八第一部第六節の規定に基づき日本国への入国及び一時的な滞在が許可されて日本国に滞在するフイリピンの自然人であつて、日本国の出入国管理に関する法令に基づき日本国から出国することを要求される場合に旅行証明書を必要とするものに対して、直ちにフイリピンに帰国するための適正な旅行証明書を発給する。

第三章 競争

第十二条 目的

1 この章は、基本協定第百三十六条に規定する協力の実施を目的とする。

2 この章の規定の適用上、「実施当局」とは、

(a) 日本国については、公正取引委員会をいう。

(b) フィリピンについては、関税委員会及び貿易産業省をいう。

第十三条 技術協力

1 両締約国政府は、両締約国政府の実施当局が競争法の執行及び競争政策に関する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

2 1に規定する技術協力活動には、各締約国政府の実施当局の合理的に利用可能な資源の範囲内で行われる次の活動を含めることができる。

(a) 研修のため実施当局の職員を交流させること。

(b) 各締約国政府の実施当局が組織し、又は後援する競争法の執行及び競争政策に関する研修課程において、他方の締約国政府の実施当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。

(c) 各締約国政府の実施当局が、他方の締約国政府の実施当局による自国の消費者、産業界及び関連機関

に対する啓発及び教育活動に対して支援を行うこと。

(d) 両締約国政府の実施当局が合意するその他の形態の技術協力を行うこと。

第十四条 透明性

各締約国政府の実施当局は、次のことを行う。

(a) 競争政策の実施に関する自国の法令の改正及び新たな法令の制定について他方の締約国政府の実施当局に速やかに通報すること。

(b) 適当な場合には、自国の競争政策に関する発出し、及び公表したガイドライン又は政策声明の写しを他方の締約国政府の実施当局に提供すること。

(c) 適当な場合には、締約国政府の実施当局の年次報告又はその他の公表資料であつて一般に利用可能なものの写しを他方の締約国政府の実施当局に提供すること。

第十五条 討議

1 両締約国政府の実施当局は、必要な場合には、この章の規定に関するものあるいかなる問題についても、討議することができる。

2 1に規定する討議において、両締約国政府の実施当局は、次のことを行うことができる。

(a) 共通の関心を有する経済分野に関する情報を交換すること。

(b) 各締約国の競争政策の実施に関するその他の問題であつて両締約国政府の実施当局が相互に関心を有するものに関して討議すること。

第十六条 見直し

1 両締約国政府は、いずれかの締約国において競争政策の実施に関する新たな法令が制定される場合には、相互の合意により、この章の規定に基づく協力について見直しを行い、及び当該協力を拡大する。

2 1に規定する協力のいかなる拡大も、各締約国の関係法令及び各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で行われる。

第四章 ビジネス環境の整備

第十七条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）は、基本協定第百三十九条4の規定に基づき両締約国政府の代表者で構成される。小委員会は、両締約国政府以外の関係

団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、小委員会が取り組む問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

2 小委員会は、両締約国政府が合意する場所及び時期において会合する。

3 基本協定第百三十九条2(b)に規定する問題であつて、小委員会が取り組むものには、次の事項を含めることができる。

- (a) ビジネスに関連する制度、規則及び裁判手続の透明性の欠如
- (b) 手続の遅延及び複雑性
- (c) 制度の非効率な運用であつて事業に追加的な経費をもたらすもの
- (d) ビジネス環境の整備に関連するその他の問題

4 基本協定第百三十九条3に規定する小委員会と関連する他の小委員会との間の協力の方法には、次の事項を含めることができる。

- (a) 関連する討議及び会合の結果を伝達すること。
- (b) 意見及び勧告を求めること。

(c) 関連する他の小委員会の構成員を協議のために招請すること。

第十八条 ビジネス環境の整備に関する協議グループ

1 ビジネス環境の整備に関する協議グループ（以下この章において「協議グループ」という。）は、基本協定第百三十八条2の規定に基づき、次の(a)及び(b)の者で構成する。

(a) 日本国において設置される協議グループについては、日本国政府の関係当局及び在日本国フィリピン大使館の代表者

(b) フィリピンにおいて設置される協議グループについては、フィリピン政府の関係当局及び在日本国大使館の代表者

2 適当な場合には、協議グループは、次の(a)及び(b)の者を招請することができる。

(a) 日本国において設置される協議グループについては、フィリピンの関連独立法人、フィリピンの行政上の機関及びフィリピンの民間部門の関係団体の代表者並びに必要に応じてフィリピン政府が派遣する適當な職員

(b) フィリピンにおいて設置される協議グループについては、独立行政法人日本貿易振興機構、フィリピ

ン日本人商工会議所及び日本国の民間部門の関係団体の代表者並びに必要に応じて日本国政府が派遣する適當な職員

3 協議グループは、次の事項を任務とする。

- (a) ビジネス環境の整備のための方法及び手段について検討し、及び討議すること。
- (b) (a)に定める任務に関し、小委員会に対して所見を報告すること。

4 各協議グループは、その協議グループのいずれかの締約国政府の代表者の要請に基づき又は小委員会の指示に従つて、会合する。

第十九条 ビジネス環境の改善に関する連絡事務所

1 一方の締約国において指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）は、基本協定第百三十九条2の規定に基づき、次の事項を任務とする。

- (a) 自国の法令その他の措置であつて、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれのあるものに関する当該他方の締約国の方からの苦情又は照会を受領すること。
- (b) 自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情又は照会を送付すること。

(c) 苦情を申し立て、又は照会を行った者に対し、自国の関係当局からの回答を送付すること。

(d) 自国の関係当局と協力して、(a)に規定する者に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(e) 所見及びとった行動を小委員会に対して報告すること。

2 各連絡事務所は、苦情を申し立て、又は照会を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。

注釈 この条の規定の適用上、「者」とは、基本協定第二条(h)において定義される者をいう。

第五章 人材養成の分野における協力

第二十条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、持続可能な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識し、人材養成の分野において協力する。

第二十一条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 語学訓練並びに文化的及び社会的な価値観に関する教育

(ii) 教育及び訓練

(iii) 高い水準の知識及び技能を有する人材の養成

(iv) 資格に関する標準の調和

(v) 両締約国政府が重要と認める協力の他の範囲

(b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 専門家、学者、研究者、教員、研修指導者及び政府職員の訪問及び交流を奨励すること。

(ii) 共同セミナー、研究集会及び会合の開催を促進すること。

(iii) 良き慣行に関する情報を含む情報を交換すること。

(iv) 教育機関及び研究機関の間の協力を奨励すること。

(v) 両締約国政府が重要と認める協力の他の形態に関すること。

第二十二条 開発途上国に対する技術援助

両締約国政府は、両締約国間の連携が開発途上国の経済的及び社会的発展に良い影響を与えてきたことを

認識し、開発途上国に対し人材養成の分野における技術援助を行うために協力する。

第二十三条 人材養成に関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、人材養成に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を協力に関する小委員会（以下「小委員会」という。）の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a) 人材養成の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d) 人材養成の分野における協力に関するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 共同議長として、日本国外務省の上級職員並びにフィリピン高等教育委員会及び技術教育技能開発庁

の上級職員

- (b) 日本国については、外務省職員、適当な場合には他の政府機関の職員及びフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの
- (c) フィリピンについては、高等教育委員会及び技術教育技能開発庁の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びに日本国との同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第六章 金融サービスの分野における協力

第二十四条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、両締約国において、金融の安定性を高め、及び金融市場（資本市場を含む。以下この章において同じ。）の発展を強化する必要性を認識し、金融サービスの分野において協力する。

第二十五条 範囲

両締約国政府は、基本協定第百四十五条の規定及び自国の法令に従い、次の事項を目的として金融サービスの分野において協力する。

- (a) 金融サービスの分野における規制に関する協力を促進すること。
- (b) 両締約国及びアジア地域における金融市场の発展を円滑にすること。
- (c) 両締約国の金融市场の基盤を整備すること（自由化された貿易の環境から生ずる金融その他の関連する取引の監視において、両締約国政府の能力を向上させることを含む。）。

第二十六条 規制に関する協力

1 両締約国政府は、知識及び技能を向上させ、並びに経験を交換することの重要性を認識し、次の事項を目的として、金融サービスの分野における規制に関する協力を促進する。

- (a) 健全な信用秩序の維持のための政策を実施すること及びいかが一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国において業務を行うものに対する効果的な監督を強化すること。
- (b) 金融サービス（電子的手段によつて提供されるものを含む。）における国際化に関する問題に適切に

対応すること。

(c) 両締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保しつつ、金融市場の革新を促進する環境を維持すること。

(d) 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機（システム・リスク）を最小化し、かつ、危機発生時の波及効果を抑制するために、世界的な金融機関に対する監督を実施すること。

2 両締約国政府は、この条に規定する金融サービスの分野における一層緊密な規制に関する協力を助長するため、両締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保し、並びにいずれか一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国の領域内において業務を行うものに対する効果的な監督を促進することを目的として、金融市场についての両締約国政府間の連絡を確保するための実行可能な方法につき、更なる協議を行うよう努める。

第二十七条 資本市場の発展

両締約国政府は、両締約国における資本市場の競争力を向上させ、並びに急速に発展する世界的な金融取引においてその安定性を確保し、及び強化する必要性が高まっていることを認識し、並びに両締約国において

て健全かつ漸進的な資本市場を育成し、並びに資本市場の深みを増し、及び流動性を高めることを目的として、両締約国の資本市場を円滑に発展させることに協力する。

第二十八条 金融市場の基盤の整備

両締約国政府は、効率的なかつ信頼できる金融市場の基盤が貿易及び投資を円滑にすることを認識して、両締約国の金融市場の基盤を強化することに協力する。

第二十九条 地域内の金融市場の発展

両締約国政府は、安定的かつ機能的な金融市場の重要性を認識して、アジア地域における国境を越える金融活動の更なる発展及びアジア地域の金融の安定性に寄与するために協力する。

第三十条 金融サービスに関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、金融サービスに関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) 金融サービスの分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

- (b) この章の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。
- (c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

- (d) 金融サービスの分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

- (a) 共同議長として、日本国金融庁及びフィリピン中央銀行の上級職員
- (b) 日本国については、金融庁、財務省及び外務省の職員、適当な場合には他の政府機関の職員及び日本銀行の代表者並びにフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの
- (c) フィリピンについては、フィリピン中央銀行、証券取引委員会及び保険委員会の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びに日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合

は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第七章 情報通信技術の分野における協力

第三十一条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、情報通信技術が急速に発達し、並びにその発達による恩恵により、両締約国において持続可能な経済的及び社会的な発展が助長され、健全な事業慣行が促進され、並びに両締約国政府、民間部門その他の非政府機関の間の協力関係が可能となることを認識し、情報通信技術部門における人材養成、並びに情報通信技術の基盤、情報通信技術関連サービス及びデジタルコンテンツの発展に向けた活動を両締約国において促進し、及び実施することに協力する。

第三十二条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 次世代インターネット、ブロードバンドネットワーク及びユビキタスネットワーク
 - (ii) 情報通信技術及び情報通信技術に関連するサービスの利用

- (iii) 電子商取引（電子署名のための認証事業者の認定手続の円滑化を含む。）
- (iv) ブロードバンドネットワーク上でのデジタルコンテンツの流通
- (v) 情報通信技術関連の人材養成（技術者の能力に関する標準を含む。）
- (vi) 技術の発展についての情報交換の促進
- (vii) 研究開発の奨励
- (viii) 両締約国政府が重要と認める協力の他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
- (i) 政策及び規制に関する問題（情報通信技術に関する最良の慣行を含む。）について、対話をを行い、及び情報を交換すること。
- (ii) 専門家の交流を奨励すること。
- (iii) 能力形成のための計画（セミナー、研究集会及びパイロット・プログラムを含む。）を促進すること。
- (iv) 両締約国の民間部門、学界その他の団体の間の協力を促進すること。

(v) 情報通信技術に関する国際的な場における協力を促進すること。

第三十三条 情報通信技術に関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、情報通信技術に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a) 情報通信技術の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d) 情報通信技術の分野における協力に関するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 共同議長として、日本国外務省及びフィリピン情報通信技術委員会の上級職員

(b) 日本国については、外務省、総務省及び経済産業省の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並び

にフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

(c) フィリピンについては、情報通信技術委員会、貿易産業省、技術教育技能開発庁、投資委員会及び國家電気通信委員会の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びに日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第八章 エネルギー及び環境の分野における協力

第三十四条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、エネルギーの効率的な利用及び環境の適切な管理が中長期的に各締約国の経済の持続的拡大及び持続可能な開発に寄与することを認識し、並びに平等及び相互の利益の原則に基づき、エネルギー及び環境の分野において協力する。

第三十五条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) エネルギーの利用の改善

(ii) 環境の保護及び管理

(iii) 両締約国政府が重要と認める協力の他の範囲

(b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 政策、技術、投資機会並びに業務提携の促進及び開発に関連する問題についての情報を交換すること。

(ii) セミナー、研究集会及び研修の開催を促進すること。

(iii) 専門家の交流を奨励すること。

(iv) 両締約国の民間部門の間の協力を奨励すること。

(v) エネルギー及び環境に関する国際的な場における協力を促進すること。

第三十六条 エネルギー及び環境に関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、エネルギー及び環境に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) エネルギー及び環境の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d) エネルギー及び環境の分野における協力に関するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

- (a) 共同議長として、日本国経済産業省及びフィリピンエネルギー省の上級職員
- (b) 日本国については、経済産業省、環境省及び外務省の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びにフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

(c) フィリピンについては、エネルギー省及び環境天然資源省の職員、適當な場合には他の政府機関の職員並びに日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第九章 科学技術の分野における協力

第三十七条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、科学技術が中長期的に各締約国の経済の持続的な拡大に寄与することを認識し、並びに平等及び相互の利益の原則に基づき、平和的目的のために科学技術の分野において協力する。

第三十八条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 先端科学技術

(ii) 農業、林業及び漁業並びに天然資源の管理

(iii) 人の健康及び栄養

(iv) 産業開発の基礎を提供するために適した科学技術の他の範囲であつて両締約国政府が重要と認めるもの

(b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (i) 相互の関心の範囲における研究開発に関する情報を交換すること。
- (ii) 相互の関心の範囲におけるセミナー、研究集会及び研修の開催を促進すること。
- (iii) 科学者、専門家又は技術者の訪問及び交流を奨励すること。
- (iv) 関連する出版物の制作により開発の経験を普及させること。

第三十九条 科学技術に関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、科学技術に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) 科学技術の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
- (b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。
- (c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとつた行動を報告すること。
- (d) 科学技術の分野における協力に関するその他の問題について討議すること。
- 2 作業部会は、次の者で構成する。
- (a) 共同議長として、日本国外務省及びフィリピン科学技術省の上級職員
- (b) 日本国については、外務省職員、適当な場合には他の政府機関の職員及びフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関する必要な専門知識を有するもの
- (c) フィリピンについては、科学技術省職員、適当な場合には他の政府機関の職員及び日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意することができる頻度で開催される。

第四十条 知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の保護及び配分

1 この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる財産権的性格を有しない科学的及び技術的情報は、いずれの締約国政府も、これを公に利用可能なものにすることができる。

2 両締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国が現在締結しているか、又は将来締結する関係国際協定に従つて、この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護を確保し、及びその配分に十分な考慮を払う。両締約国政府は、必要に応じ、この目的のために協議する。

第四十一条 実施取決め

この章の規定に基づく協力の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第十章 貿易及び投資の促進の分野における協力

第四十二条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者間の交流及び協力を円滑にするための両締約国政府の努力が、両締約国間の貿易及び投資を促進することを認識して、両締約国の民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力する。

第四十三条 協力の範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、この章の規定に基づく協力には、次の事項を含めることができ
る。

- (a) 貿易及び投資に関する意見及び情報を交換すること。
- (b) 独立行政法人日本貿易振興機構（以下この章において「振興機構」という。）が運営するビジネス・サポート・センター・フィリピン及び対日投資ビジネス・サポート・センターその他の施設並びにフィリピン貿易産業省（以下この章において「DTI」という。）及びその附属機関の利用を両締約国の潜在的な投資家に対して奨励すること。
- (c) 両締約国における貿易及び投資の更なる拡大のためセミナーその他の行事を共同で開催すること。

(d) 両締約国における貿易及び投資に関する知識の普及及び改善のため、専門家、研修生及び研究者（政府職員を含むことができる。）の交流を奨励すること。

(e) 両締約国間における貿易及び投資並びに関連する業務の更なる促進のため、投資環境に関する情報及び企業に関する法令に関する情報を交換すること。

(f) この章の規定に基づく協力の利益を最大にするため、両締約国の関連政府機関及び関係団体の間の接触を利用すること。

第四十四条 実施主体

1 基本協定第百四十五条の規定に従つて、振興機構、DTI及びその附属機関並びに他の関係機関との間の協力をこの章の規定に基づく協力の一つの形態として特定する。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、振興機構、DTI及びその附属機関並びに他の関係機関によつて行われる1に規定する協力を円滑にする。

第十一章 中小企業の分野における協力

第四十五条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、各締約国の国民経済の活力を維持し、及び競争力を高める上で中小企業が果たす基本的な役割を認識して、両締約国の中の中小企業の発展を促進することに協力する。

第四十六条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 中小企業の経営及び競争力の強化
 - (ii) 中小企業に関連した人材養成
 - (iii) 両締約国政府が重要と認める協力の他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 中小企業政策並びに中小企業の発展及び促進についての最良の慣行に関する情報を交換すること。
 - (ii) 中小企業のための能力を形成すること。
 - (iii) セミナー及び研究集会の開催を促進すること。

(iv) 専門家の交流を奨励すること。

第四十七条 中小企業に関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、中小企業に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a) 中小企業の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d) 中小企業の分野における協力に関するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 共同議長として、日本国経済産業省及びフィリピン貿易産業省の上級職員

(b) 日本国については、経済産業省及び外務省の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びにフィリ

。ピニの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

(c) フィリピンについては、貿易産業省職員、適當な場合には他の政府機関の職員及び日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第十二章 観光の分野における協力

第四十八条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、観光が、両締約国の国民の間の相互理解の増進に寄与し、及び各締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、両締約国における観光を促進し、及び発展させることに協力する。

第四十九条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 観光の促進及び発展

(ii) 人材養成

(iii) 両締約国政府が重要と認める協力の他の範囲

(b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 専門家の交流を奨励すること。

(ii) 情報を交換すること。

(iii) 観光促進活動に対する適当な支援を提供すること。

(iv) 観光産業に従事する者に対する研修を促進すること。

(v) 両締約国の民間の団体の間の協力を奨励し、及び促進すること。

第五十条 観光に関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、観光に関する作業部会（以下この条において「作業部会」とい

う。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) 観光の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
- (b) この章の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。
- (c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d) 観光の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

- (a) 共同議長として、日本国国土交通省及びフィリピン観光省の上級職員
- (b) 日本国については、国土交通省及び外務省の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びにフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの（民間部門の代表者を含む。）
- (c) フィリピンについては、観光省職員、適当な場合には他の政府機関の職員及び日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

(民間部門の代表者を含む。)

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第十三章 運輸の分野における協力

第五十一条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、運輸が両締約国間の物品及び人の効率的、安全かつ確実な移動の促進に寄与することを認識して、運輸の分野において協力する。

第五十二条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

- (i) 運輸技術の改善
- (ii) 人材養成
- (iii) 両締約国政府が重要と認める協力の他の範囲

- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
- (i) 運輸技術に関する情報を交換すること。
 - (ii) 運輸技術における専門家の交流を奨励すること。
 - (iii) 相互に関心を有するセミナー及び研究集会の開催を促進すること。
 - (iv) 両締約国政府が重要と認める協力の他の形態に関すること。
- 第五十三条 運輸に関する作業部会
- 1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、運輸に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。
- (a) 運輸の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
 - (b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。
 - (c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
 - (d) 運輸の分野における協力に関するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

- (a) 共同議長として、日本国国土交通省及びフィリピン運輸通信省の上級職員
- (b) 日本国については、国土交通省及び外務省の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びにフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの
- (c) フィリピンについては、運輸通信省職員、適當な場合には他の政府機関の職員及び日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第十四章 道路整備の分野における協力

第五十四条 一般原則

両締約国政府は、基本協定第十四章の規定に従い、道路整備が中長期的に各締約国の経済の持続的な拡大

に寄与することを認識して、道路整備の分野において協力する。

第五十五条 範囲及び形態

基本協定第百四十五条の規定に従つて、

(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 道路整備技術の改善

(ii) 人材養成

(iii) 両締約国政府が重要と認める協力の他の範囲

(b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 道路整備技術に関する情報を交換すること。

(ii) 道路整備技術における専門家の交流を奨励すること。

(iii) 相互に関心を有するセミナー及び研究集会の開催を促進すること。

(iv) 両締約国政府が重要と認める協力の他の形態に関すること。

第五十六条 道路整備に関する作業部会

1 基本協定第百四十七条の規定に従つて、道路整備に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) 道路整備の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d) 道路整備の分野における協力に関するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 共同議長として、日本国国土交通省及びフィリピン公共事業道路省の上級職員

(b) 日本国については、国土交通省及び外務省の職員、適当な場合には他の政府機関の職員並びにフィリピンの同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

(c) フィリピンについては、公共事業道路省職員、適當な場合には他の政府機関の職員及び日本国の同意がある場合には招請を受けた関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するもの

3 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の作業部会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第十五章 紛争の回避及び解決

第五十七条 紛争の回避及び解決

基本協定第十五章の規定は、この取極の第一章、第二章及び次章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争の回避及び解決について準用する。

第十六章 最終規定

第五十八条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及びそれぞれの締約国において効力を有する法令に従つて、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十九条 見出し

この取極中の章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第六十条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千六年九月九日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小泉純一郎

フィリピン共和国政府のために

グロリア・M・アロヨ